

令和7年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

| | |
|---------|--------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 明和会 |
| 代表者氏名 | 理事長 八谷重之 |
| 法人の所在地 | 袋井市広岡 4296 |
| 法人の電話番号 | 0538-42-3228 |

2. 利用施設

| | | |
|-------------|-------------------------------|------------|
| 施設の種別 | 保育所 | |
| 施設の名称 | 明和第二保育園 | |
| 所在地 | 袋井市川井 963-8 | |
| 電話番号 | 0538-43-8488 | |
| 管理者名 | 園長 大場見奈 | |
| 利用定員（年齢別） | 0歳児 3号 6名 | 3歳児 2号 18名 |
| | 1歳児 3号 12名 | 4歳児 2号 20名 |
| | 2歳児 3号 14名 | 5歳児 2号 20名 |
| 自己評価の概要 | 職員による保育内容等の自己評価を毎年度末に実施しています。 | |
| 第三者評価の概要 | 評価機関による事業評価を受け、その結果を公表しています。 | |
| 職員への研修の実施状況 | 内部研修年3回 外部研修年36回実施 | |
| 認可年月日 | 平成5年 4月 1日 | |
| 事業所番号 | | |

3. 施設の目的・運営方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 児童福祉法に定められ保護者の委託を受けて乳幼児の養護と教育を行い保育する。 |
| 理念 | 保育理念・一人ひとりの個性と夢を大切にしたい子育て支援を提供します。 保育方針・保育を提供する場として子どもと保護者「一人ひとりを大切に」 保育目標・いつも元気に遊べる子ども・思いやりのある心の豊かな子ども ・美しいものに感動し表現力の豊かな子ども・健全な保育環境作り |

4. 施設・設備等の概要

| | | | | |
|-------|--------------|-----------|--------|----|
| 敷地 | 全体 | 3017.7㎡ | | |
| | 園庭 | 1131㎡ | | |
| 建物 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 | | |
| | 延べ面積 | 700㎡ | | |
| 施設の内容 | 乳児室 | 2室 | 保育室 | 4室 |
| | ほふく室 | 2室 | 遊戯室 | 1室 |
| | 調理室 | 1室 | 幼児用トイレ | 各室 |
| | 調乳室 | 1室 | | |
| 設備の種類 | 冷暖房、プール、大型遊具 | | | |
| その他 | 屋外遊戯場 | 1131㎡ | | |

5. 職員体制

| | 職務の内容 | 常勤 | 非常勤 |
|-------|---------------------------------|----|-----|
| 施設長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1人 | 0人 |
| 主任保育士 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる | 1人 | 0人 |
| 保育士 | 園児の保育業務 | 9人 | 3人 |
| 保育支援員 | 園児の保育業務補助 | 0人 | 0人 |
| 看護師 | 園児の健康管理 | 0人 | 1人 |
| 調理員 | 給食、おやつを提供 | 3人 | 0人 |
| 事務員 | 事務全般 | 1人 | 0人 |

*当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

| | |
|------|------------------------------|
| 開園日 | 月曜日から土曜日 |
| 開園時間 | 午前7時15分から午後6時45分（土曜は18:15まで） |
| 休園日 | 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日 |
| その他 | 土曜日の延長保育は無し |

*警報発令時の対応について・・・別紙（園のしおり参照）

*感染症流行時の対応について・・・別紙（園のしおり参照）

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

| | | |
|----------|--------|-------------------------------|
| 保育標準時間認定 | 保育時間 | 午前7時15分から午後6時15分 |
| | 延長保育時間 | 午後6時15分から午後6時45分 |
| 保育短時間認定 | 保育時間 | 午前8時30分から午後4時30分 |
| | 延長保育時間 | 午前7:15から午前8:30、午後4:30から午後6:45 |

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、通常保育料の他に別途利用者負担が必要となります。

時間は保育標準時間の方18:16から、保育短時間の方は朝7:15~8:29までと夕16:31~18:45までとなり、料金は30分150円です。

| | | | | |
|----------|------|-------------|------|--------|
| 保育標準時間認定 | 早番保育 | なし | なし | なし |
| | 遅番保育 | 18:16~18:45 | 150円 | |
| 保育短時間認定 | 早番保育 | 7:15~7:29 | 150円 | (450円) |
| | | 7:30~7:59 | 150円 | (300円) |
| | | 8:00~8:29 | 150円 | (150円) |
| | 遅番保育 | 16:31~17:00 | 150円 | (150円) |
| | | 17:01~17:30 | 150円 | (300円) |
| | | 17:31~18:00 | 150円 | (450円) |
| | | 18:01~18:30 | 150円 | (600円) |
| | | 18:31~18:45 | 150円 | (750円) |

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

- ② 特色ある幼児教育
 - ・外部講師による、体育教室、音楽指導、英語あそび、運動遊び、作法講座
 - ・体力測定、食育活動、収穫体験
- ③ その他 延長保育事業、乳幼児保育促進事業、障がい児保育事業、外国人保育事業

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
自園調理：栄養士が献立作成をし、調理員が給食を提供します。
- ② 食事の提供を行う日
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
保育を提供する日は、毎日給食の提供を行います。
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|------|-----------|------------|------------|------|
| 0 歳児 | 9 時 15 分頃 | 11 時 10 分頃 | 15 時 10 分頃 | 完全給食 |
| 1 歳児 | 9 時 15 分頃 | 11 時 15 分頃 | 15 時 15 分頃 | |
| 2 歳児 | 9 時 15 分頃 | 11 時 20 分頃 | 15 時 15 分頃 | |
| 3 歳児 | | 11 時 30 分頃 | 15 時 15 分頃 | |
| 4 歳児 | | 11 時 40 分頃 | 15 時頃 | |
| 5 歳児 | | 11 時 45 分頃 | 15 時頃 | |

- ③ アレルギー対応状況
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活管理指導書の提出が必要です。
除去食及び代替食に対応しています。
食物アレルギー緊急対応マニュアルがあります。
- ④ その他衛生管理等
集団給食施設届出を静岡県西部保健所へ提出しています。
日々の健康管理チェック、確認及び検便検査の実施（毎月）ノロウイルス検査（10 月～3 月）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

- ① 0, 1, 2 歳児クラス 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。保育料の納入は口座振替をご利用ください（詳細は市担当課まで）。
 - ② 3, 4, 5 歳児クラス 給食材料費として主食費（1 か月 600 円）副食費（1 か月 5600 円）を徴収します。
 - ③ 全園児 道具類の購入 別紙準備物一覧表・保育用品に記載されている各学年の用品類について実費を徴収します。
- * 保護者会からの会費の徴収があります。 20. に記載

11. 利用の開始について

当園では、袋井市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

※ 保育の提供が終了した後でも、お困りごとがあれば相談に応じます。

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

| | |
|-----------|---------------|
| 医療機関の名称 | 三木小児科医院 |
| 医院長名又は医師名 | 三木 純 |
| 所在地 | 袋井市泉町1丁目7番地の5 |
| 電話番号 | 0538-43-3797 |

② 歯科

| | |
|-----------|---------------|
| 医療機関の名称 | 袋井第一歯科 |
| 医院長名又は医師名 | 大庭 豊 |
| 所在地 | 袋井市葵町2丁目1番地の5 |
| 電話番号 | 0538-42-6688 |

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に体調の急変やけが等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、必要な措置を講じます。

15. 非常災害時の対策

| | | | | |
|--------|-------------------------|-----|---------|--------|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応します。 | | | |
| 避難訓練 | 地震・火災を想定した避難訓練を毎月実施します。 | | | |
| 防災設備 | 自動火災報知機 | 誘導灯 | ガス漏れ報知器 | 非常警報装置 |
| 避難場所 | ① 保育園園庭 ② 袋井西小学校 | | | |
| 防犯訓練 | 不審者を想定した防犯訓練を隔月実施します。 | | | |

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 虐待防止マニュアルの作成、運用
- ② 職員に対して虐待防止研修を実施

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

| | | | |
|-------|----------------------------------|----------|--------|
| 保険会社 | JICセントラル株式会社（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社） | | |
| 保険の種類 | 施設賠償責任保険 | | |
| 保険金額 | 対人賠償1名3億・対物賠償1事故2千万 | 園児の死亡見舞金 | 1名110万 |

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

| | |
|-------|------|
| 受付担当者 | 寺田文子 |
| 解決責任者 | 大場見奈 |

| | | |
|-------|---|-------------------------------------|
| 利用時間 | 午前9時～午後5時 | |
| 連絡先 | 電話 0538-43-8488 FAX 0538-43-8490 | |
| 第三者委員 | 河合 良二 電話 054-257-1990 明和会監事 | 柴田 のり子 電話 0538-55-4877 明和会評議員 |
| 受付方法 | 面談・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 (※保育の提供が終了した後でも、ご相談があれば応じます。) | |

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、個人情報管理規定を定めております。
なお、就学・転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達をいたします。

20. 当園におけるその他の留意事項

当園は保護者会活動を行っています。

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 明 和 第 二 保 育 園

説明者 園長 大 場 見 奈

私は、本書面に基づいて明和第二保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 袋井市

保護者氏名 _____

児童との続柄 ()

児童名 _____